

障害者差別に関する紛争解決システムについて

問題点

障害者差別解消法には紛争解決システムまでは明記されていない。

現在の差別解消法の枠組み 相談窓口は市町村 指導勧告等は各省庁

条例による紛争解決システムの構築・・・2段階の相談解決システム

①相談助言

- ①相談：相談機関（市及び市が業務を委託する相談支援事業所）が障害を理由とする差別に関する相談を、障害者、家族等関係者、事業者から受けて、内容に応じて当事者から事情を聴取し、解決に向けた助言、調整を行う。

②あっせん申立

- ②あっせん：相談・助言で解決しない場合は、障害者、その関係者からの申立によってあっせん手続に移行する。
- 市長が、紛争の関係者からのあっせん等の申立を受けて、第三者機関に諮ったのち、紛争当事者にあっせんする。

③勧告公表

- ③勧告公表：紛争当事者が、あっせんにも正当な理由がなく従わない場合には、市長は勧告・公表することができる。